

山口市消費生活相談員設置要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、山口市消費生活センター規則（平成19年山口市規則第9号）第4条に規定する職員の中に山口市消費生活相談員（以下「相談員」という。）を置くことに
関し必要な事項を定める。

(相談員の任用)

第2条 相談員は、消費者問題に高い関心とその解決に熱意をもち、専門的知識を有する
者の中から市長が任用する。

(職務)

第3条 相談員は、消費生活センターに所属し、消費生活センター所長（以下「所長」と
いう。）の指揮監督を受けて、次の各号に定める業務を行なうものとする。

- (1) 市民の消費生活に関する苦情及び相談の受付並びにその処理に関すること。
- (2) 関係機関及び業界との連絡調整に関すること。
- (3) 消費生活に関する知識の普及及び情報の提供に関すること。
- (4) その他消費生活の安定及び向上を図るために必要な業務に関すること。

(任用期間)

第4条 相談員の任用期間は、1年とし、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。
ただし、年度の途中で任用された者の任用期間は、当該任用の属する年度の末日まで
とする。

(遵守事項)

第5条 相談員は次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 相談事項の処理について、所管の職員と緊密に連携を保つこと。
- (2) 職務上知り得たことを外部に漏らさないこと。その職を退いた後も同様とする。
- (3) 相談員としての信用を失墜するような言動をしないこと。

(解任)

第6条 市長は、相談員が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、任用期間に関
わらず任用を解くことができる。

- (1) 職務上の義務に違反し又は職務を怠り、所長の指示に従わないとき。
- (2) 相談員として不信行為があったとき、又は市の信用を著しく失墜するような行為
があったとき。
- (3) 心身の故障のため、職務遂行に支障があると認めるとき。
- (4) 全体の奉仕者たるにふさわしくない非行があったと認めるとき、その他相談員と
しての適格性を欠くと認められるとき。

(勤務日、休日及び勤務時間)

第7条 相談員の勤務日は、常勤職員の1週間あたりの勤務時間の4分の3を超えない範
囲内において所属長が任意に定めるところによる。

2 相談員の休日は、次に掲げるとおりとする。

(1) 土曜日及び日曜日

(2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日

(3) 12月29日から翌年の1月3日まで

3 相談員の勤務時間は、午前9時から午後17時15分までとする。

4 所属長は、前3項の規定にかかわらず、相談員に対し休日に勤務することを命じる場合には、当該休日を勤務日に振り替えることができる

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。